

出展規約

契約時期

申込期日と同じ

●契約の手続き

申込用紙が出展契約書になります。

●出展料金の納入

申込書にそって請求を行います。期日までにお振込みにてお支払下さい。

期日までにお振込みがない場合はキャンセルとなります。

※お振込み時の振込手数料は出展社様にてご負担下さい。

●出展申込後のキャンセル

申込締切り後の取消しに際する出展料金の返還は致しません。

●出展社について

出展契約期間中(申込時からイベント終了時まで)に主催者と契約を交わした申込者を出展者とします。

●ブースについて

ブースの割当を決定し、場所を地面に明示しますが、出展者はブース割当の変更もしくはブースを一部の第三者に譲渡、貸与あるいは出展者相互で交換することはできません。

●展示場の注意

出展者は音響、煙、臭気等による過度の催しにより、他社に迷惑をかけないように注意して下さい。

●管理会社について

主催者は会場全般の保安全管理にあたりますが、出展者の紛失、盗難、火災、事故及びブース内における人的災害が発生した場合や主催者側の手違いに起因する事柄でも、出展者が責任を負うものとします。不可抗力(天災地変、戦争、内乱、各種交通機関の事故及びゼネスト、法律命令、行政処置、その他)により止むを得ず、実施不可能となった場合は契約を更改または中止することができる。この場合、その相手方に対して賠償の責任を持たないものとします。

●販売、搬入、搬出の管理

期間中は出展者の責任において行うものとします。

●飲食物の提供

飲食物の提供及び、法律に違反する商品の販売及び行為はできません。

●出展のお断り

当イベントの主旨にそぐわない出展者は出展をお断りします。

出展規程

●出展申込み

- 1) 出展申込み方法はネットサイトより申込書をダウンロードの上、運営事務局まで FAX にてお申込み下さい。
- 2) 出展申込受付期限は 2011 年 6 月 30 日まで。ただし上記期限までに募集ブース数が越えた場合には締切りとさせていただきます。ご了承下さい。

●ブース割当

- 1) ブース割当は主催者が決定する。
- 2) 出展者は割当ブースに対する異議、変更を申し出ることはいけません。
- 3) 出展者はブース割当全部または一部を有償、無償に問わず第三者に譲渡、貸与、もしくは出展者相互間で交換することはできません。

●出展料金の支払い

出展申込書を受領し、記載内容について承認の後、運営事務局より出展料請求書を発行する。出展申込者は運営事務局指定の口座に期日までに出展料金を振込むものとする。指定期日までにお振込みのない場合は出展申込みを取り消したものとみなす。この場合解約料が発生します。尚、振込み手数料は出展申込者が負担するものとする。また、銀行振込みの場合は銀行発行の振込領収書をもって領収書に替える。

●出展料に含まれない費用

- 1) 各出展者のブース装飾費、搬入出費及び運営費。
- 2) 電気、給排水、ガス、圧縮空気等の設備工事費。(※詳細後述)
- 3) 臨時電話等通信回線の架設費用。
- 4) 出展機器及び対人障害などの保険料。
- 5) 会場設備、備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費。
- 6) その他、土間渡し条件にてブースやブース以外にかかる全ての費用。

●出展申込みの取消し

- 1) 出展者からの出展申込みの取消し、解約は、主催者においてこれを了承しない限り認められない。
- 2) 主催者が了承の上、出展者が出展取消し、解約をする場合は出展者から下記に定める解約金を申し受ける。
- 3) 文書による意志表示の解約受理日

出展申込書申請後 解約金 : 出展料の 50%

出展費用入金後 解約金 : 出展料の全額

出展契約

- 1) 契約は出展申込書受領後、出展料の入金確認の時点で成立し、出展申込者はブース使用权を取得する。ただし、以降主催者の判断により相応しくない出展者と判断した場合は、出展契約を破棄することができる。その際の出展料は返還されないものとする。
- 2) 出展申込者は出展申込書に記名捺印の上、定める期間内に提出する。

●出展契約締結後の出展取消し

出展者が契約締結後の出展を取消した場合、既納の出展料、およびその他各種料は返還しない。ただし、主催者が天災、地変など、その他不可抗力により開催が不可能と認めた場合についてのみ、既納の出展料を返還する。

●出展物

1)本イベントの出展案内の出展対象品目に記載された範囲のものとする。尚、出展申込書に記載された製品以外は出展できない。

2)本イベントに該当しない製品が出展された場合は、運営事務局判断にて即時撤去していただきます。出展者が撤去しない場合は運営事務局が撤去し、出展者はこれに対して一切の異議、請求等はしないこととし、これに伴う費用が発生した場合は出展者へ請求できるものとする。

●禁止事項

1)自社ブーススペース以外での展示、宣伝、営業行為等は一切行うことはできない。

2)ブーススペース以外に出展物、装飾物、備品、植木、梱包材等を置くことはできない。

●出展物の管理と免責

出展者は、会場全般管理、保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる出展物の損失または損害について、その責任を負わない。

●損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示物の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとする。

●原状回復

出展者は展示終了後、所定の搬出時間内に、ブース内の造作物、展示物、その他一切の物件を撤去し、ブースを現状に回復して下さい。出展者が万一これを行わなかった場合、主催者は展示物その他一切の物件の所有権を放棄されたものとみなし、任意に処分することができ、これに対し出展者は一切の異議申立、請求等を行うことはできません。また、主催者はこれに要した費用を出展者に請求できることとします。

●イベントの中止

主催者は、天災その他正当な不可抗力原因により開催が不可能となった場合は、その自身の判断によって会期を変更もしくは開催を中止することがありえます。主催者はこれによって生じる損害、費用の増加等の事態については責任を負わない。

●搬入、搬出

1)出品物の搬入の施工期間は当日の主催者が決める時間からとする。

2)出品物の搬出の期間は当日の主催者が決める時間からとする。

3)会期中の搬入、搬出及び施工

会期中に出品物の搬入、搬出及び展示設備の手直し、模様替えを行う場合は、事前に運営事務局に申し出てその承認を受けて作業時間の指定を受けて下さい。搬出入口は運営事務局が指定する。また、会期中の搬出に関しては会期終了時間前に撤去作業をすることはできないものとする。

4)搬出後の処置

施設物の残材は必ず出展者にてお持ち帰り下さい。撤去されていない施設、残材については運営事務局で処分し、その撤去費用は出展者の負担とする。

5) 搬入、搬出作業

- ①作業に当たっては出展者の立会いを要する。運送業者に委託する場合も同様とする。
 - ②重量物の搬入、搬出、据え付けにあたっては、床面に集中荷重がかからぬよう分散措置をとって下さい。
 - ③床面荷重(静止荷重)は5トン/㎡以下とする。
 - ④会場での作業中の喫煙は禁止。休息中の喫煙は所定の場所で行います。
 - ⑤塗料等の危険物の持ち込みは、必要最小限にして下さい。また、塗装作業時間はその周辺を火気厳禁とするとともに、消化器を準備して下さい。
 - ⑥通路、避難口、消防用設備の使用障害となる付近には、装飾用資材を集積しないで下さい。
- 6) 搬入、搬出の経路は運営事務局の指示に従って下さい。会場内は大変混雑しますので待機車輛については、駐車場を利用し、搬入、搬出計画に合わせて車輛を移動して下さい。また、会場内の混雑を避けるために、搬入、搬出作業は原則としてブース内で行うものとし、特に場内外周通路の作業、駐車は厳禁とします。

●装飾規定

1) ブースの基本構造

ブースは土間渡しです。床面カーペットやテント、壁の設置は出展者の負担により設営して下さい。その際、風等に対応できるように支柱の固定を行って下さい。また、電気に関しては出展者にて発電装置等をご用意下さい。

2) 出展者は運営事務局の承認なしにブースの移動、または床面の構造の変更をすることを禁止します。

3) 施設物の制限

自動車、用品、部品、関連装置をブース内に設ける施設物は下記を除き自由とします。

- ①あらゆる出品物及び施設物は、ブースの外に設けたり、突出することを禁止します。ただし、以下の条件を満たす場合を除きます。ブース上端に照明器具及びスピーカーを直接取り付ける場合。
- ② ブースを損傷するような穴開け、切断等は禁止します。
- ③平屋建物の天井張り等の制限として天井または屋根等に遮光、遮音、断熱等の措置を講じなければ、展示物の持つ機能が生かされず、また低下するなど展示目的が果たされない場合は、消防署の規程に定められます。

※床面積が100㎡以上となる場合は二方向以上の避難経路を確保すること。

※消火器はそれぞれ一つの消火器に至る歩行距離が20m以下で、かつ容易に使用できる場所に設置する。

●展示装飾の制作と施工に関する注意事項

1) 展示装飾の制作にあたっては、保守並びに災害防止のため、不燃性、準不燃性、難燃性のものを使用して下さい。尚、ベニア、パンチカーペット等は、防災対象物品となりますのでご注意下さい。

2) 施工にあたっては、作業時間が限られていますので、できるだけ施工業者の工場で予め制作組立をして、会場内の作業を最小限にとどめて下さい。

3) 出展者で独自で装飾工事として間仕切り壁や二階建ての装飾物を希望する場合は、必ず事前に運営事務局にご相談下さい。ご相談なく装飾物に危険と判断されるものは運営事務局の判断にて撤去することがありますのでご注意下さい。尚、運営事務局にて撤去した場合、それに関する費用を出展者に請求します。

●展示会場にかかわる工作

1) 会場内にある、展示物、天井、壁面、配管、配線類を工作物の支持物として使用することはできません。

2) 展示、装飾に際し、壁面、扉、ガラス面、柱等に釘、鋸、ハツリ、溶接、紐類の巻きつけ、塗装、油、糊つけ、テープなどにより施設を汚損することは禁止します。

3) 消火栓、消火器、火災警報器、誘導標識等、防災設備の周辺および点検周辺は、展示品、装飾品等で隠蔽しないで下さい。また、防災上の諸活動、避難誘導などに障害をきたさないよう工作して下さい。

4) 屋内会場の場合、空調関係設備の吸い込み口、吹き出し口周辺は展示品、装飾品で隠蔽しないで下さい。

●床面等、各種工事に関して

1) 原則として床面へのドライピット、コンクリート釘等は使用できません。しかし展示物の関係上で、安全上やむを得ない場合は、事前に使用場所を明示した図面を運営事務局に提出し、承認を得なければなりません。その場合、床面はアスファルトやコンクリートのためアンカーボルトの打設のみとし、安全上の責任は出展者が負うものとしします。

2) 原状回復は、アンカーボルトが床面の水平面から出ないように、必ず出展者、ブース施工業者の責任において床面にてサンダー等にて切断して下さい。使用アンカーボルトの本数に応じて床面復旧費を申し受けます。ハンマーによる打ち込みやガス溶断は禁止します。運営事務局に届け出るとともに、同展示管理課の承認を得なければなりません。アンカーボルトは、頭だけ切らずに完全に引き抜くか、くりぬき除去し、その部分を同質のアスファルト(モルタル、セメント等は不可)、コンクリートで埋め戻しをして下さい。尚、重量物の設置等によるアスファルトやコンクリートのくぼみ、陥没等も同様にその部分のアスファルト、コンクリートをくりぬいて埋め戻すか、場合によっては周辺を含め再舗装をして下さい。

3) 水道、配管工事施工上の注意

圧搾空気設備を設置する場合も事前に運営事務局に申し出て、承認を得て下さい。

4) 給排水

展示スペース内にて給水及び排水を行う際は、必ず各施設の定める方法にそって工事、設置して下さい。また、展示終了後に出展者の責任のもと、現状回復を原則とします。

5) 保全・管理について

給排水管の工事に際し、展示場内の通路を横切る場合等は必ず歩行者の安全を確保した設営を行って下さい。また、電気ピット等の近隣での設営、配置は行わないで下さい。万一、電気ピット近くの設営時には必ず防災、防水シート等で養生して下さい。催事開催中の維持管理については出展者において随時保安点検に努め、事故発生時にも即座に対応できるようにして下さい。撤収後は清掃の上運営事務局に連絡し、確認を受けて下さい。

● 防災規程

- 1) 出展者は、十分な安全策を講じ、災害防止に万全を期さなければならない。
- 2) 床面上のカーペット、カーテン、ベニア板は防災性能を有するのみを使用して下さい。なお防災物品には、それぞれ物品の見やすい箇所に消防法施工規則に定める防災表示が付されているものでなければなりません。
- 3) 展示場内において許可なく裸火の使用、禁煙及び喫煙所の設置、ガスボンベ、その他引火、爆発の危険性のある物品の持ち込みは禁止します。
- 4) 出品物実演等のため、使用する上記危険物等を持ち込む場合は、事前に運営事務局に書類で届け出、承認を得て下さい。
- 5) 火災防止上、出品車は必ず燃料を抜いて展示して下さい。
- 6) 開場期間内、接客、商談等のため、ブース内で喫煙を必要とする場合、出展者は事前にその位置を平面表示し、運営事務局に提出し次の処置を講じて下さい。

- ① 水を入れた灰皿を用意する。
- ② 消火器を2本以上用意する。
- ③ 灰皿から2m以内に商品等の可燃物がある場合は、高さ1.2m以上の防火パネルを設ける。

7) 車輛を展示する場合

車輛(自動車等)の展示は、次の事項を守って下さい。

- ① 車輛を展示する場合は、タンク内の燃料の有無にかかわらず、規制の対象となります
- ② タンク内の燃料は、できる限り抜いて最小限にして下さい。
- ③ 車輛の周囲は、2m以上の空間を確保すること。(車輛どうしの間隔も2m以上にして下さい。
- ④ 展示場所においては、原則としてエンジンを始動させないこと。
- ⑤ 消火器を設置して下さい。

● 配布物

ブース出展者には各種招待券、出展者証等を配布致します。(数量は会場により異なり、イベント公表時に明示いたします。)尚、規定枚数以上必要な場合は有料といたしますのでご了承下さい。

● 電気工事

実演のため、電気を使用する場合、その工事費及び使用料金は別途出展者の負担となります。

●給排水、エアー、ガス

実演のため、給排水、エアー、ガスを使用する場合、その工事費及び使用料金は別途出展者の負担となります。

●臨時電話、インターネット回線

臨時電話、インターネット回線を使用する場合、その工事費及び使用料金は別途出展者の負担となります。

●商談について

商談は全てブース内にて行って下さい。ブース以外での商談、アンケート記入等をご遠慮願います。また、ブース内の混雑緩和のため、来場者の誘導を考慮の上、通路、待機スペースの確保をお願いします。

●物品の配布

一般来場者に対し、製品カタログ等の印刷物等を配布する場合は自由としますが、配布場所はブース内とします。

●照明について

1) 照明設備についての高さは、施設が定める高さ制限内とします。また、器具設置位置、方法、基数は自由としますが、会場全体の調和を著しく損ねるもの、隣接ブースに迷惑のかかる恐れのあるものは禁止します。

2) 設置にあたっては、人混み、地震その他により危険が生じないよう安全に十分配慮したものにしなければなりません。

3) 展示台(見せる展示物用)設置にあたって、来場者が触れられる恐れのないように保護して下さい。

●拡声装置について

拡声装置を使って展示物や説明のビデオ等を使用する場合、その音量については隣接ブースに迷惑を及ぼさないよう次の通りとします。

1) 取り付け位置の高さは原則として施設が定める高さとなります。

2) 取り付け角度はスピーカーを設置する場合、その向きを自社ブース内に向けて下さい。その他、他の出展者に迷惑がかかる恐れのあるもの、会場全体の調和を著しく損なうと運営事務局が判断し、改善を申し入れた場合、出展者はこれに従わなければなりません。

4) 会場周辺の一般通信機器との混雑が予想されるためマイクロフォンは、有線式を使用することをおすすめします。

5) 音量は施設が定めるフォン数を制限とします。

●規程の厳守

出展者は、主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを厳守して下さい。更に、出展者は主催者の全ての規約を本イベントの健全な運営のためと解釈し、その実行に協力

して下さい。

●音楽著作権、映像著作権等の事前申請

会期中に自社のブース内における演奏会あるいは録音会や、映像権利のあるものの上映等を実施する場合は、事前に(社)日本音楽著作権協会への問い合わせの上、支払義務等の確認を得るようにして下さい。

(社)日本音楽著作権協会 東京イベントコンサート支部 TEL.03-5286-1671

●オプションについて

各種設営工事、備品レンタル、イベントコンパニオン等のオプションは運営事務局までお問い合わせ下さい。

●ゴミ処理に関する注意事項

通常のゴミは、各コーナーにあるゴミ箱やゴミコンテナへお願いしています。尚、産業廃棄物系のゴミ及び大量のチラシ、ポスター等は各出展者の責任の上、お持ち帰り下さい。

●その他

触れさせる展示物品には係員が付き添い、転倒、負傷等ないように事故防止に十分に注意をはらって下さい。触れさせない展示物については、その旨表示し、処置を講じて下さい。また、車輛をブース内に同時に出展する場合は、クラクション、出品物の警報器は鳴らさない処置を講じて下さい。

最後に、当イベントの参加にあたり関連して起こった死亡、負傷、その他事故により発生したあらゆる損害に対して、主催者、係員、雇用者ならびに他の参加者等に対し、損害賠償を要求するなど、非難、責任は追及いたしません。事故が主催者、係員の誘導、指示における手違い等が起因した場合であっても変わりありません。

出展者は出展申込みを行った時点で、上記の内容に同意したものといたします。

万一、本申込みによって成立する契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審裁判所とすること。

以上の出展規約、出展規程を必ずご確認の上、ブース申込書にてお申込み下さい。

申込み完了時点にて、上記内容に同意したこととなります。